

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（雨水処理設備の処理対象水の追加及び雨水散水設備の記載の削除）に係る面談
2. 日時：令和5年12月26日（火）15:00～16:10
3. 場所：原子力規制庁4階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
松田室長補佐、山下安全審査専門職
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当1名（テレビ会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当4名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（雨水処理設備の処理対象水の追加及び雨水散水設備の記載の削除）について、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁は説明を受けた内容について事実関係を確認するとともに、主に以下のコメント等を伝えた。

- リスク低減対策について詳細を記載されているが、本変更認可申請によりどのようにリスクが低減されるのか体系的に、かつ、分かり易いまとめを記載すること。また、経緯として記載している内容は「参考事例」とすること。
- 別紙-1に記載の排水路における分析結果について、トリチウム分析が未測定であることを注記すること。
- 排水路でゲート閉鎖の警報値が「3,000Bq/L (β)」としているが、この数値が後に分析値から評価される建屋滞留水由来の判断基準である「1,500Bq/L (H-3)」に対して適切である根拠として、建屋滞留水中の核種組成比 (Cs-134、Cs-137、Sr-90 及び H-3) を示すこと。

○東京電力より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

6. 資料

- 福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について等への適合性について（雨水処理設備の処理対象水の追加及び雨水散水設備の記載の削除）

以上